

開 会（午前9時18分）

○**亀山恭子委員長** おはようございます。

出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから予算常任委員会を開会いたします。

○所沢カルチャーパーク築造事業に関わる現地調査

○石本亮三委員 昨日、カルチャーパークの築造事業の審査の際に配付された資料について、現地にて執行部のご説明をいただきたいと思っておりますので、ご提案させていただきます。よろしく申し上げます。

○亀山恭子委員長 ただいま石本委員から、カルチャーパークの現地調査を行いたい旨のご意見がありました。

所沢カルチャーパーク築造事業に関わる現地調査を行うことでよろしいですか。

[委員了承]

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午前9時19分)

再 開 (午前11時10分)

○亀山恭子委員長 再開いたします。

○議案第13号 令和3年度所沢市交通災害共済特別会計予算

○亀山恭子委員長 これより議案第13号「令和3年度所沢市交通災害共済特別会計予算」を議題といたします。

質疑を求めます。

○杉田忠彦委員 13ページの共済見舞金なんですけれども、ここ数年の見舞金の金額と件数を伺います。

○粕谷交通安全課長 見舞金の件数と金額でございますが、平成27年度は450件、金額が2,406万円。28年度は424件、2,142万円。29年度が391件、2,069万円。平成30年度が360件、2,197万円。令和元年度が336件、2,351万円。全て決算のデータでございます。

○杉田忠彦委員 そうすると、400件台から、どちらかという件数でちょっと減ってきているかなという、300件台に入ってきていると。金額的には2,400万円からちょっと弱という感じだと思うんですけれども、この辺の数年の動きについて、どのように分析していますか。

○粕谷交通安全課長 ここ数年は2,000万円前後で推移をしております、件数は減っているんですが、1件当たりの支給金額が多いものが少し多かったというような分析でございます。

令和2年度に入りまして、コロナの影響もあり、交通事故が減っております関係から、見舞金の支給額も減っております、今年度2月末、令和3年先月末で1,353万円という状況になっております。

○杉田忠彦委員 今年度はそういうコロナの関係があつてということで、ちなみに件数のほうもお伺いします。今年度の2月までの。

○粕谷交通安全課長 件数でございますが、2月までで222件でございます。

○杉田忠彦委員 それで、歳入のほうなんです、その共済会費収入です。これも同じように、約5年間ですか、あと、今年度は2月まででいいんですけれども、その世帯数と人数、それと金額、分かれば伺いたいと思います。

○粕谷交通安全課長 世帯数はちょっと手元にすぐ出てくる数字はないんですが、人数ですね。

平成27年度が5万7,988人、平成28年度が5万5,721人、平成29年度が5万2,190人、平成30年度が5万114人、令和元年度は4万5,538人、今年度が12月末ですが、3万6,825人でございます。

○杉田忠彦委員 そうすると、ここ数年、毎年人数のほうは確実に減少傾向というんですかね。もしかしたらその減少、5万7,000人から5万5,000人とかと、2,000人ぐらいは減ってきていたんですけども、ここ2年ぐらいでいうと、大きく5,000人減って、今年度ももう少しなので、また5,000人減るかなという、何か少し加速度的に減少傾向かなと私は思うんで

すが、その辺の分析はどのように考えているのか。

○粕谷交通安全課長　すみません、先ほどお答えいたしました今年度の加入人数でございますが、申し訳ございません、正しくは4万2,430人でございます。すみません。おわびして訂正させていただきます。4万2,430人、12月末現在です。

加入者につきましては、自治会の方に取りまとめている加入者が全体の3分の2ぐらいを占めておりまして、かなり大きな割合を占めているところで、毎年同じようにお願いをしているところなんです、ほかの保険の充実などもありまして、どうしても加入者は毎年数千人ずつ減ってきているような状況です。何とか食い止めようということで考えてはいるんですが、なかなか手だてがないような状況でございます。

○杉田忠彦委員　減少傾向というのは変わらないということで分かりました。

それで、来年度、令和3年度の見込みからすると、5万人以上の見込みで組んでいると思うんですけども、ちょっと厳しいんじゃないかなと私は思うんですけども、その辺は見込みということで、どのようにお考えで出してきたのかをお伺いします。

○粕谷交通安全課長　こちらの交通災害共済の特別会計の予算の組み方の都合にもよるんですが、当初予算を組むときに、前年度からの繰越金を、通常例年入れていない状況でございまして、1年間の収支を合わせる必要がございますことから、実際に支出のほう、事務費と見舞金、こちらに合わせるような形で、加入収入のほうをちょっと若干これまでの実績とは改良した数字にはなってしまうんですが、収支を合わせるためにこのような形にさせていただいているということでございます。

○平井明美委員　先ほど、会員が減っている中で、どのようになっているんですかと、自治会をお願いしているという話はあったんですけども、これは回覧板でうちのほうは回っているんですね。上を見ていくと、名前を書いていない人が多くて、やっとうちにきて、名前を書くという感じで、ほったらかしという感じで、これはもともとそういうお子さんがいるお宅とかお年寄りのお宅が入っていると、本当にいいのになと思いつつも、回覧板だけではやっぱりなかなか入ろうと思わないので、その他の方法でやっていく必要があるかと思うんです。

自治会任せじゃなくて、何か1枚ビラを添えてお願いするとかしていかないと、もうどんどん減っていくよということで、一回これはやめようと思ったこともあったわけで、そこをみんなで頑張らなくて、この共済組合は大事だなと継続しているので、立ち消えにならないようにするための方策を真剣に考える必要があるのではないかと思うんですけども、そういう検討はされているのかどうかと、今後をどうするのかについてお伺いしたいと思います。

○粕谷交通安全課長　まずは広報あるいはホームページ、ほっとメール、その他、保育園、地域型施設の保護者に配布ですとか、新入学児童には一律入っていただいたりですとか、こ

ういった取組をまずは続けてまいりたいと考えております。

やはり自治会にまとめて入っていただくところがやはり大きな割合を占めておりますので、そこが一番メインになるかとは思いますが、まずはそこを強化したいというふうに、何か手だてがあればというところを考えたいと思います。

○平井明美委員 手だてをこれから考えるんですね。今の答弁だと。何か具体的にこうしようというものはあるんですか。

○粕谷交通安全課長 今、検討しておりますのは、例えばところバスでの車内の掲示ですか、あるいは交通安全の啓発など、こういったときにチラシを配っておりますので、こういうところに広報させていただくとか、そういうことを検討しております。

○石本亮三委員 先ほどちょっと杉田委員の質疑の関連でちょっと伺いたいんですけども、要するに本来なら繰越しを計上していない、ちょっと変わったやり方だみたいなご答弁だったですね。

そうすると、確認なんですけど、この本年度の予算というのは現金があるということですよ。昨年度末に回覧板とかで募集した、ということでもいいんですか。

○田中市民部次長 現在、この1月から募集を始めておりまして、全部の現金というのはまだお預かりしていない状態でございます。

○石本亮三委員 いや、現金じゃなくて、要するに、現金ももちろん大事なんですけども、要するに申込用紙、例えば何件と、もうきているわけですよ。その金額は、ここに収入で載っているということよろしいんですか。

○田中市民部次長 これには反映されておりません。

○石本亮三委員 そうすると、繰越金は窓開けになっているじゃないですか。本来ならば、昨年度末、1月、2月でしたか、うちも回覧板が回ってきました。入った人はもうお金を納めました。そのお金はどこに計上されているんですか。それは令和2年度に組み込まれているんですか。それともこの令和3年度のやつに組み込まれているのか、ちょっと確認なんですけど。要するに言いたいことは、令和2年度で組み込まれていたともしなっていたら、繰越金で令和3年度に出てくるはずだから、令和3年度のこの今、繰越金、真ん中のところは窓開けになっているはずじゃないじゃないですか。ということは、1月、2月に申込みました、お金は現金を払っちゃいましたというお金は、もうこの、言っていることが分かりますか。収入のところ、令和2年度にお金は入っているだけけれども、3年度の収入の中に入っているということなんですかということ伺いたいんですが。

○粕谷交通安全課長 委員がおっしゃるとおり、今年の1月、2月、この3月にはもう加入受付は行っていますが、この令和3年度として加入を受けている部分は、この令和3年度予算の共済会費収入3,118万8,000円、ここに含まれております。

○石本亮三委員　そうすると、これは他の市町村でもこの交通災害共済とかでやっていて、例えば事実上前年度にお金が入ってきたところも、他市でもこういうふうな会計の計上をしているという、予算の計上をしているということによろしいんですか。これは所沢で結構独特なやり方なのか、その辺というのはどうなっているんですか。

○粕谷交通安全課長　すみません、ちょっと他市の会計については確認しておりません。

○田中市民部次長　現在、埼玉県内に限りますけれども、このような形で市が直接交通災害共済の事務を負っているのは4か所ございます。所沢市含めです。そのうち川口市ですとかは基金などをつくって設けているところはございますが、所沢市、あとはほかのところはちょっと存じませんが、ほかの2市は分かりませんが、それぞれの形でやっているということで、川口だけの基金を設けてその中に入れていたというような状況だけは承知しております。

○石本亮三委員　そうすると、普通の例えばお金ならば、ほかの項目、この交通災害共済じゃなければ、前年度に入ってきたものは前年度でまず補正をかける。そして、次に繰越しなり何なりをする。こういうものは、所沢はずっとやっているわけですがけれども、何か財政関係の法律とか何かにおいても、何ら問題ないということによろしいんですか。そこだけ確認させてもらいたいと思います。

○田中市民部次長　まず、この繰越金の問題なのでございますが、やはり協議がございました。予算計上に、ある程度、例えば毎年2,000万円程度の額が出るんですけども、これを見込んで入れてしまうということはどうかということで、財政で協議したことがございます。しかし、それもやはりあくまでも見込みであり、例えばこれ、予算をここで通していただいた後に、31日までの間に、例えばバスみたいなもので大きな事故が起きて、仮になんですけども、10人とか20人とか交通災害共済に入った方がここでお亡くなりになったりしますと、1人100万円になりますので、大きな額が出てまいります。そうすると、いわゆる見込み収入というのを窓口で開けていなくて、最初に2,000万円とかとやったところで、そのところに2,000万円を載っけてしまいますと、今度はこの辺のところは歳出予算の財源として問題が出てきてしまう。いわゆる今年度使ってしまうので、そのところを見込みでない収入、見込みの収入を載せてしまうのは、やはりもう財政上問題があるということで、今の形を取らせていただいているものでございます。

○粕谷交通安全課長　先ほどの他市の状況について、ちょっと補足でございますが、所沢市以外で行っているところが川口市、行田市、戸田市でございますが、この3市とも基金は設置してるという状況でございます。

○長岡恵子委員　交通災害共済は、今、杉田委員のお話で、加入者がすごく減っているというふうにお話があったんですけども、その加入者の3分の2が自治会のほうからの申込み

があるというふうなお話だったんですが、3分の1はどういったところから加入されているんですか。

○粕谷交通安全課長 加入の申込み受付は、市役所交通安全課の窓口、あと市内の各まちづくりセンターですとかサービスコーナーの窓口で随時受けておりますので、こちらでご自身で窓口に来ていただいでご加入いただいでおります。

○長岡恵子委員 先ほどのご答弁で、幼稚園でしたり保育園でしたか、何かそういうところにも周知していくというようなお話があったんですけれども、保育園等のところで取りまとめていただけるというような形なんでしょうか。

○粕谷交通安全課長 取りあえずお願いしているのは、自治会にでございます。その他につきましては、制度をお知らせして、ご自身のほうで加入の申込みをしていただくようになります。

○長岡恵子委員 そうしますと、申込みの方法をもう少し変えたほうがいいのではないかなと思っているんですが、インターネットから申込みができるといったようなところとか、そういうご議論はないんでしょうか。

やっぱり今のお母さん方というのはお忙しいと思いますので、手軽に現金での申込みとか、わざわざまちづくりセンターに行かなきゃいけないとか、そういうのはやっぱり大変なのではないかと思うんですが、そういった申込み方法を、ネットで申込みできるようなこととか、ご議論はなかったんでしょうか。

○粕谷交通安全課長 現在は、ご加入いただく際に、申込用紙と加入証を兼ねているものを書いていただきまして、加入の費用をいただきまして、それで複写になっておりますこの用紙の3枚目を加入証としてお返しするという、こういうやり方でさせていただいておりますので、委員ご提案のインターネット等での手続については、ちょっと今現在ではそれは難しいような状況でございます。

○田中市民部次長 補足させていただきますと、そのような形で受付の形を変えるということは、議論はしたことはございます。ただ、郵送とかをいたしますと、やはり郵送で返すお金、いわゆる向こうに今、申し込んでいただいで、その複写を向こうにお返しするんですが、この郵送料はすごい額がかかりまして、そうすると、今の現在の会費だけではとても賄えない。インターネットも開発するに当たってやはり費用がかかりまして、やはりそういうところで今の会費収入だけでは賄えないということで、そのところは現状の3枚複写の形を取らせていただいでいるという状況でございます。

○粕谷不二夫委員 この交通災害共済なんですけれども、先ほどからの答弁では、加入者数が減少という、これ、最近自転車保険なんかも入ってきまして、自動車とかバイクとか自転車というふうな保険が入ってくると、なかなかこの共済制度の存続というものをどういふ

うに捉えているのでしょうか。

確かに市民に身近な保険という形では、かなり便利なものかなというふうには思うんですけども、県内で4市ということもございますし、今、言った他の保険も入ってきているということもございまして、その辺のことからこの特別会計をやっていくというか、その辺のところについての見解をお聞きします。

○粕谷交通安全課長 おっしゃるとおり、ほかの保険の充実などによって、なかなか加入が増えずに、加入者が減っているような状況でございますが、ただ、ここ数年、会費収入で見舞金の支払い、事務経費の支払いが賄えているような状況ですので、現状ではこの経費が会費収入を上回ったりして、繰越金がどんどんなくなってしまうような状況になった場合には、制度の存続も含めて検討していきたいというようなことを考えております。

○亀山恭子委員長 以上で質疑を終結いたします。

意見を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

意見なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第13号については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

ご異議なしと認め、議案13号は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで説明員交代のため暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時32分）

再 開（午前11時34分）

○亀山恭子委員長 再開いたします。

○議案第16号 令和3年度所沢市国民健康保険特別会計予算

○亀山恭子委員長 これより議案第16号「令和3年度所沢市国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。

質疑を求めます。

○平井明美委員 97ページで、項番号31で、国保運営協議会なんですけれども、これは何回やるんですか。委員報酬がみんなそれぞれ違うので、何回やるか分からないんですけども、何回やるのでしょうか。

○新井国民健康保険課長 来年度におきましては、7回の予定でございます。

○平井明美委員 この間に国保運営協議会では、値上げの問題をしきりにやってきたような感じがあるんですけども、この中のうちの一番主な協議をするというか、審議をする内容はどんなものが含まれていますか。

○新井国民健康保険課長 運営協議会におきましては、ここ数年、限度額の増額ということで毎年審議されておりましたが、来年度におきましては賦課限度額の増額という地方税法の改正はされておられませんので、そちらの議論は来年度されないかと思われま。

つきましては、来年度はまず予算であったり決算の報告であったり、また、将来予定されております賦課方式の変更などの議論であったり、それから、赤字解消といったような議論がなされるかというふうに考えております。

○平井明美委員 この国保運営協議会を傍聴した方の話によると、委員からの意見が非常に少なくなってきたという話があるんですけども、この中に、国保に加入されている方は何人ぐらい委員会に入っているのでしょうか。

○新井国民健康保険課長 委員の方につきましては、青色申告会、JAいるま野連合婦人会、商工会議所、自治連合会にその委員をお願いしております、国民健康保険に入っているところでは把握しておりません。

○平井明美委員 ということは、国保に入っているかどうかを把握していないということなんです。

○新井国民健康保険課長 団体から推薦をお願いしているところではございまして、その健康保険に、どういったものに加入されているかというところは、こちらのほうではそこを調べておりませんので、把握しておりません。

○平井明美委員 必ず、今回は限度額の値上げは考えていないという答弁がありましたけれども、聞いているその話によると、人ごとというか、国保に加入されている方々に、状況を正面で支援している人がいいんじゃないかという話と、自分が加入しておられれば値上げには慎重になるはずなのに、意外と早く市の提案で決まってしまうという意見があって、住民の支援をできるような方々を、やっぱりこの中に入れていくべきではないかと思っております。

ども、現在は見直しをされた方々を変更するような考えは、今、あるのでしょうか、ないのでしょうか。このまま同じようなメンバーで、人を替えてやっていくということでしょうか。

○新井国民健康保険課長　こちらの運営協議会の委員の方につきましては、保険税や賦課方式などの議論を行う中で、各団体の代表者の方にそれをお願いしまして、その団体の総意としてのご意見をいただくということが、現在の委員のバランスの中では重要であるというふうに考えております。

現在においては、この構成の中で議論していただくことが、最も好ましいものというふうに考えております。

○杉田忠彦委員　96ページのほうなんですけれども、13使用料及び賃借料の36ショートメッセージ催告システム使用料30万1,000円なんですけど、これは最近、結構まだ始めて間もなかったような気がするんですけれども、始めてからの実績についてお伺いします。

○斎藤収税課主幹　SMS、ショートメッセージサービスのほうは、7月から始めておりまして、1月末現在で送信した回数が約3,600件、そのうち送信が届いたというのが約3,200件でございます、成功率は88.2%、このような状況になっております。

○杉田忠彦委員　そうすると、そういうメッセージが届いたのは88%ということで、そこはいいと思うんですけれども、それによって運営してくれたとか、そこまでは把握できないんですかね。どうなんでしょうか。

○斎藤収税課主幹　これがなかなか、やはり本人がそう言ってくれたりすれば分かるかもしれないんですが、なかなかそこは、そういったことで反応があったというのは、肌感覚では思うんですが、なかなかそれが数字的に表すというのはちょっと難しいかなとは考えております。

○矢作いづみ委員　98ページの一番上ですけれども、一般被保険者の療養給付費ということで、昨年と比べて積算について何か検討された部分というのはありますでしょうか。

○新井国民健康保険課長　こちらは昨年と比較しまして増額しておりますが、この理由といたしまして、レセプト1件当たりの医療費、それから被保険者1人当たりの医療費がともに増えるものと見込んでいるためでございます。

なお、コロナウイルス感染症の影響によりまして、受診控え等で医療費のほう下がってくるということも検討される場所ではございますが、現状ではそのコロナウイルスの受診控えについては、特殊なものというふうに考えられるため、令和3年度の医療費の推計額に当たっては、こちらの算定は考慮されておられません。

○須田健康推進部長　保険給付費の積算につきましては、県のほうで行っておりますので、給付的には、今、課長が申し上げましたように、コロナの影響とかは考慮してなくて、1人当たりの医療費が増えているという形で積算をしているものでございます。

○矢作いづみ委員 105ページのほうで、傷病手当金がありますけれども、これは昨年はありませんでしたでしょうか。

○新井国民健康保険課長 こちらは傷病手当の支給状況ということのご質問でよろしいですか。去年の実績、去年はございました。

○矢作いづみ委員 それで、去年と比べたら増額になっているのでしょうか。

○新井国民健康保険課長 こちらは今年度6月に補正ということで出させていただきます、当初の6月の時点では1,999万8,000円ということで計上させていただきましたが、この3月の補正におきまして231万円となっております。

予算額では192万円となっておりますので、今年度と比較しますと幾らかの減額というふうになっております。

○矢作いづみ委員 先ほど、それで、一般被保険者の療養給付費のほうで、部長のほうから県のほうで積算というお話がありましたけれども、これもそういうことですか。

○新井国民健康保険課長 こちらは今年度の実績を鑑みまして、こちらの金額とさせていただいたところでございます。

○石本亮三委員 これ、たしか補正のときに、荻野議員が議場で質疑していたと思うんですけども、先ほど課長からご答弁があったとおり、6月に補正して3月に減額したわけですけども、その減額した結果、実績は231万円ですけども、実際は192万円しか予算が今、出てきていないんですけども、40万円ぐらいですけども、割合としては20%ぐらい少ないわけですね、実績に対して。これはどういう見積りで、また、もしくは途中で補正を、今から言うのも変ですけども、補正ありきじゃないけれども、どうなんですか。この見積りのあり方というのは。

○新井国民健康保険課長 今年度の傷病手当の給付の実績といたしましては、1月末現在で7件、金額にしますと64万8,104円という形になっておりまして、昨年度、コロナウイルス感染症が流行し始めまして、多くの傷病手当の利用者が出ると見込みまして、6月当初、2,000万円近い予算を計上させていただいたところなんですけれども、先ほど申しました1月末現在では7件という数字となっておりますので、令和3年度におきましては今年度よりも計数のほうは減ってくるのではないかと予想しまして、少ない金額となっております。

○須田健康推進部長 先ほど、国民健康保険課長が答弁した内容で、前年度ありましたかというご質問に対して、ありましたとお答えしたのですけれども、正確には当初予算には計上はございませんでした。6月補正で計上したものでございます。訂正しておわびいたします。申し訳ございません。

○矢作いづみ委員 111ページの18の41生活習慣病重症化予防対策事業負担金ということで、昨年からはまったんでしたかね。この実績についてお伺いいたします。

○新井国民健康保険課長　こちらは受診勧奨の実績、令和元年度で申し上げますと、受診勧奨の実施者が164名で、保健指導の合意者が82名、継続の支援の同意者が22名となっております。

○矢作いづみ委員　それは、見込みの数字と比べてどんな状況でしょうか。

○新井国民健康保険課長　令和元年度におきましては、後半、コロナウイルス感染症の流行等ありましたが、特にこちらのほうは影響を受けずに実施できたものとなります。

○矢作いづみ委員　それで、どのように総括をされていらっしゃるでしょうか。なかなかこれで医療費抑制が何とか、そういうふうに数字としては見えないとは思いますが、そのあたりをどのように見ていらっしゃるでしょうか。

○新井国民健康保険課長　生活習慣病重症化予防の事業につきましては、国民健康保険に加入されている方で、あるレセプトの結果ですとか健診結果で対象となる方を抽出しまして、県のほうの事業で実施している事業でございますけれども、こちらにつきましては、本人からの同意を得て、国民健康保険に加入されている方だけを対象にして実施している事業ですので、全体の医療費抑制ということで申しますと、全てをカバーできるものではないというふうに考えておりますが、ただ、令和2年度、コロナの影響の中でも、事業内容をある程度見直しながら継続して実施しているところでございますので、来年度以降につきましても、対面するような保健事業ですとか、そういった事業のタイミングをずらしたりとか時期をずらしているというようなことはある可能性もあるんですけども、引き続き継続して行って、医療費抑制のために周知啓発等を実施していきたいと考えております。

○矢作いづみ委員　別の項目でもう一つお伺いしたいんですが、71番です。健康診断補助金なんですけれども、これは、健康診断の受診料は800円だったと思うんですけども、それと関連があると思うので確認したいんですが、その保険料800円というのは今年も変わりがないということよろしいですか。

○新井国民健康保険課長　こちらの健康診断補助金につきましては、人間ドックの補助金になりますので、先ほどの800円のものとは違うものになります。

○矢作いづみ委員　健康診断の受診料800円は変わりはないということで確認したいんですが、よろしいですか。

○新井国民健康保険課長　自己負担につきましては800円で変わりはありません。

○矢作いづみ委員　それで、その自己負担800円が始まったときは、後期高齢者の分の健康診断の料金が800円になったので、無料だったものを800円にしたというのは記憶しているんですけども、その後期高齢者のほうの健診代が、今年無料になったと思うんですよ。昨年からでしたか。それで、その料金の改定については検討されなかったのでしょうか。

○新井国民健康保険課長　こちらの自己負担分の改定の検討ということでございますが、国

民健康保険につきましては、0歳から74歳までを対象といたしました保険となりますので、不公平感をなくすため、一部負担金をお願いしているという形になっております。

○谷口雅典委員 12委託料の52後発医薬品差額通知等作成委託料の関連で、直近での、いわゆるジェネリックの割合です。どういうふうな直近3年度間ぐらいの推移、分かればお示しください。

○新井国民健康保険課長 3年間の推移ということでございますが、まず、令和元年度が77.7%、平成30年度が76.4%、29年度が72.1%でございます。

○谷口雅典委員 差額通知含めて、あとはいろんな広報で、後発医薬品、ジェネリック、非常に一生懸命やっていると思うんですが、当面の目標値みたいなものは、何かここまでは何とかやっていきたいという目標値みたいなものは、何か設けているんでしょうか。数字的には少しずつ上がってきているんですが。

○新井国民健康保険課長 こちらの目標といたしましては、80%を目指しております。

○谷口雅典委員 差額通知は非常に一つの有効なツールで、あと、何か80%を目指すために、新たな何か対策というのは今のところ考えているのか。考えているならどういったことであるのか、そのあたり、ちょっとお聞かせください。

○新井国民健康保険課長 令和2年度につきましては、レセプトデータからポリファーマシーと呼ばれる多剤や処方されている方のほうを抽出いたしまして、有害事象につながる可能性がある対象者に、その状態の改善を促す通知のほうを送付いたしまして、かかりつけ医であつたりかかりつけ薬局に相談を働きかけるような事業を実施しているところでございます。

来年度も、かかりつけ医であつたりかかりつけの薬局、医師会であつたり薬剤師会と協力しながら、こちらのジェネリック医薬品の利用の促進に努めていきたいというふうに考えております。

○亀山恭子委員長 議案第16号「令和3年度所沢市国民健康保険特別会計予算」の質疑の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開は1時からといたします。

休 憩（午前11時59分）

再 開（午後1時0分）

○亀山恭子委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き審査を進めます。

○矢作いづみ委員 特定健診の受診率、過去5年分ぐらい分かればお示しいただきたいと思えます。

○新井国民健康保険課長 受診率でございますが、平成27年から5年間を申し上げたいと思えます。

平成27年が39.4%、28年が38.7%、29年が39.5%、平成30年が40.5%、令和元年度になります。38.2%でございます。

○矢作いづみ委員 令和2年度の見込みはどのぐらいと見ていますか。

○新井国民健康保険課長 本年度につきましては40%で見込んでおります。

○矢作いづみ委員 それで、受診率について目標値があると思うんですけども、国保のとくとく分とかというのに反映するところで、このぐらいまで上げていきたいという受診率とかはありますでしょうか。

○新井国民健康保険課長 受診率の目標につきましては、実施計画の中では55%と定めておりますが、コロナウイルスの感染症の影響も考慮しまして、来年度につきましては50%で考えております。

○矢作いづみ委員 それで、とくとく分とかに反映されるような数値が出ていたと思うんですけども、それは県のほうで何%までということが評価されるとかというものはありますか。

○新井国民健康保険課長 現在の保険者努力支援制度というものになってくるかと思いますが、そちらにつきましてはいろいろな指標がございまして、健診などにつきましては、県の市町村の平均値を超えているですとか、市町村規模が同規模の中で上位1割とか3割とかという細かい規定になってきますので、具体的に40%以上とか50%以上というような規定ではございませんので、その年度によって変動があるものと考えております。

○石本亮三委員 すみません、議案資料の180ページの右上、県内ではさいたま市、川越市、東松山、鶴ヶ島、春日部市等において、同じような委託で行っているというふうに書かれていますけれども、既にやっている自治体で、簡単に言っちゃうと今回は業務委託に切り替えるわけですね。議案資料の左側にも書いてありますが、直営体制から業務委託に切り替えるわけですが、これによって、他市の効果、事業をやった効果はお分かりになる範囲でちょっとお示しいただけますか。

○新井国民健康保険課長 特定保健指導を委託して、類似の事業を実施している自治体の状況でございますが、令和元年度の実績でございますと、さいたま市が31.1%、東松山市が13.7%、鶴ヶ島市が17%、春日部市が11.4%、川越市が13.1%、所沢市が32%でございます。

○石本亮三委員 それは実施率だと思うんですけども、その前年とこの事業をやってみて、直営から今業務委託してみたら、およそ例えば2ポイント上がったとか、3ポイント上がったとか、細かい数字じゃなくてザクツとしたイメージでいいです。

○新井国民健康保険課長 こちらについてちょっとお調べしてみたんですけども、実施時期が、所沢市の場合令和元年度からなんですけれども、他市の場合は平成20年度からとか、結構前から実施されておまして、ちょっとその前と前後の実施率の比較というのがこちら

では追えなかったので申し訳ありません。

○石本亮三委員　そうすると、この特定保健指導、特定健診からこれは、以前から先ほど矢作委員からも指摘ありましたけれども、とくとく分にも影響して、結局これが国保税を引き上げる一つの要因にもなっていたわけですけれども、他市は平成20年、制度が始まってぐら
いからやっていたわけですけれども、この議論というのは、お分かりになる範囲でいいです
けれども、部長か次長か分からないですけれども、過去にもっと早く業務委託しようとか、
そういう部内での議論というのはありました。やっぱりそういうのはどういご議論があっ
たのか、もし分かれば。

○須田健康推進部長　保健指導の委託に関しましては、かかりつけ医に委託するのがいいの
ではないかというような議論は確かにございました。ですが、いろいろな準備等もございま
して、令和元年度から実施に至ったものでございます。

○石本亮三委員　そうすると、令和元年度からやってみて、やっぱり多少はポイントが上が
ったわけでしょう。それはよかったなと思うんですけれども、そうすると、さっきの話だと、
他市はこの令和元年度から上がる率と比べると、それと比較とかは特段していないですか。
しているんですか。例えば川越市は令和元年度から2ポイント上がった、所沢は例えば2.5
ポイント上がったとか、何かそういう比較とか何かしています。

○新井国民健康保険課長　今おっしゃられたような比較のほうは特にしてございませ
んが、委託内容が、所沢市につきましては、特定保健指導のうちの動機づけ支援につ
きまして委託しているところなんですけれども、他市によっては積極的支援と動機
づけ支援両方委託しているところですか、民間事業者に委託したりですか、委託
方法がいろいろ変わってきますので、そのまま比較ということはできないんです
けれども、委託したから必ず上がるものではないというふうに県のほうでも言わ
れておりますので、委託プラスアルファでいろいろな手順を踏んで受診率を
上げる努力をしているというふうに伺っております。

○石原 昂委員　このたびの賦課限度額引上げの話なんですけれども、引上げとなり
ました背景と、この引上げによる増収はどのくらい見込んでいらっしゃるのかお伺
いたします。

○新井国民健康保険課長　賦課限度額を引き上げた理由でござい
ますが、こちらは、地方税法の改正に伴いまして、国民健康保険税の法定限度額
が引き上げられたことから、こちらの改正をさせていただいたものでござい
ます。

その目的といたしましては、賦課限度額を引き上げたことによりまして、高所得者
により多くの負担をしていただくことで、中間所得者層の負担に配慮した国民健康
保険税の設定が可能となるためのものでございます。

また、保険者努力支援制度の中で、法定限度額まで引き上げることにより、交
付金の獲得が見込まれるものでございます。

また、賦課限度額の引上げについては、県の指導監査の重点事項というふうにもなっております。

増収の見込みでございますが、この改正によりまして約2,000万円の増収を見込んでおります。

○石本亮三委員　確かに引き上げるとき、2,000万円の増だという話を聞いて、今改めてそう確認したんですが、実際、この69ページの前年度と今年度の比較だと幾らですか。4億843万8,000円ですか、収入が下がるということなんですけれども、加入者の減もあるのかなと思うんですけれども、これをおよそどういう要因で下がるというふうに見込んだのかお示しいただけますか。

○新井国民健康保険課長　こちらの約4億円の減の内訳でございますが、被保険者数の減少につきましては約6,000万円、コロナウイルス感染症の影響による所得の減少でございますが、こちらが1億5,000万円、それから税制改正による減少分でございますが、まず、先ほどの賦課限度額の引上げは、こちらはプラス2,000万円で、それから軽減判定の基準の見直し、こちらが約マイナス1,000万円の減額です。あと、税制改正で基礎控除が引上げになりますので、こちらの影響につきましては、こちらが1億2,000万円が減です。それから、収納率の向上によりまして滞納繰越分が減りますので、その分の減収分が8,000万円で、合計4億円ということになります。

○石本亮三委員　そうすると、すみません、ちょっと私も初めて数字を聞いて驚いたんですけれども、コロナの影響で1億5,000万円税収が下がるというふうに見込まれたんですけれども、これもうちょっと説明できるんですか。あればお示しいただきたいんですが。

○新井国民健康保険課長　こちらのコロナウイルスの影響による減収分でございますが、こちらは調定ベースで所得割の3.6%の減を見込んでおります。こちらは、市民税の減収に合わせて3.6%としたものでございます。

○平井明美委員　今の石本委員の質疑に関連してなんですけれども、コロナの影響でということもありますけれども、この間、やっぱり加入者が減っているという形なんですけれども、5年間ぐらいの加入者の推移をちょっと示してもらっていいですか。

○新井国民健康保険課長　平成27年度から申し上げます。平成27年度が9万2,543人、28年度が8万8,484人、29年度が8万3,106人、30年度、こちらが7万9,187人、令和元年度、こちらが7万5,654人、令和2年度が補正後の人数でございますが、こちらが7万3,300人で、令和3年度当初の見込みが7万1,500人で試算しております。

○平井明美委員　ということは、既に2万人減になっているんですけれども、先ほどのコロナとの関係で、加入者が増えているんですか、減っているんですか。これはどういうことなんですか。

- 新井国民健康保険課長 コロナの影響については、影響ないものと考えております。
- 平井明美委員 ということは、コロナの影響というよりは、給付が増えているということですね。病院に行かれることが多くなって、そういうことなんですか。
- 新井国民健康保険課長 こちらは、お1人当たりにかかる医療費が増えたこと、また、医療の高度化ということで、医療費のほうは増額しております。
- 平井明美委員 それから、先ほどの新井課長のご答弁の中で、今回の2,000万円の引上げについては、限度額の引上げによるものということが分かったんですけども、その中で、低所得者には負担がかからないように、高額所得者に負担が行くような形で改正してという話なんですけれども、これは議会でも取り上げてきたんですけども、1,000万円以上の高額の所得者に対しては、1億円の年収であっても同じということについて、国のほうに意見を上げたらどうかということは何度も申し上げてきましたけれども、そういったことを市が参加する、そういうものは名前は分かりませんが、健康保険のそういう会議の中で発言を所沢市としてしてこられたのかどうか、そのことについて伺いたいと思います。
- 新井国民健康保険課長 こちらは、法定賦課限度額ということになりますので、国民健康保険の保険税、保険料と申しますか、保険にかかる部分でございますので、高額な保険料ということになりますと、実際には病院にかかったときの医療費を自費で払ったほうが安くなってしまいうということも考えられますので、ここは法定限度額ということが設けられて、保険料というところの範囲を超えないものが、法定賦課限度額というふうに考えられるものかというふうに考えております。
- 平井明美委員 今、初めて聞いたんですけども、1,000万円以上の高額所得者の方は、保険料を払っているよりも高額な医療費を払うので、それは必要ないような答弁だったんですけども、そういう事例はあるんですか、本当に。私そうなのかと思ったんですけども。
- 新井国民健康保険課長 説明が不十分で申し訳ありません。
- もし、保険税は法定限度額がなく、限りなくその保険料を納めることになった場合は、医療にかかって自費のほうの方が安いということも考えられるということでございます。
- 平井明美委員 ちょっと私の理解が足りないのかもしれないけれども、今後、そういう意味では高所得者には負担をかけるというならば、1,000万円以上の高額所得者は所沢市には200人近くいるわけです。百六十何人かな、すごくお金持ちが。そういう方にも応分の負担をしてもらおうということは、普通の方から考えれば常識的なことなので、そういう意見を上げていく必要があるんじゃないですかと私は質問しているので、もしそういう全国の協議会等あったら、1回出してみたいと思います。それは部長の答弁ではそういうことはやらないとか言っていましたけれども、そうやって地域から声を上げていかないと、これは保険そのものが本当に国からもお金来ないわけだし、本当行き詰まっているわけです。何らか

の形で、もう少しこういう保険料を決めるためにも、そういう声を上げることはできないかということをお伺いしているんですけれども。部長でも構いませんが。

○須田健康推進部長 何度か平井委員にはその旨のご質疑いただいておりますが、課長が今答弁申し上げましたように、納税意欲ですとか、今回の賦課限度額の値上げは、基本的には中間所得者層に配慮する値上げでございます。ただ、委員がおっしゃるように、例えば、じゃ、1億円の収入がある人が99万円の賦課限度額はどうなんだというようなお気持ちも確かに理解はいたしますので、機会があれば、そのようなご意見があった旨はお伝えしてまいりたいと考えております。

○谷口雅典委員 先ほど、ちょっと高額の収入の方が自己負担分というのを、そこで素朴な疑問なんですけれども、日本は国民皆保険制度で、そういった抜け道的なものと、理論上、それはあり得るんでしょうか。どういう状況で。

○新井国民健康保険課長 理論上はございません。もし賦課限度額が限りなく高くなった場合、それこそ1億円以上、例えば100億円とか所得がある方については、それこそ何億円も保険料がかかってしまうということになりますので、そういった場合、もし保険料を払わない、先ほど部長も申しましたが、納税意欲という意味では、そう何億円も払うということよりも、そうしたら自費でかかったほうが安いというふうな比較の話でございます。ですので、結論から申しますと、そういう理論上の抜け道というものはございません。

○粕谷不二夫委員 健康保険税なんですけれども、現年課税分でいいんですけれども、過去5年間ぐらいの収納率、教えていただけますか。

○粕谷収税課主幹 現年分の過去5年間の収納率でございますが、5年前から、平成27年度が87.35%、28年度が87.92%、29年度が91.52%、平成30年度が92.29%、令和元年度が92.46%、以上でございます。

○平井明美委員 せっかく収納率を言ってもらったので、所沢は結構頑張っていて、国民健康保険税を払えない方の流用とか減免とか、いろいろやってきたことは、私、本当評価したいんです。結局これを見ると、27、28年度から、29年度あたりから急に90%に近くなって、これは国としてはもらえているんだけど、納めている方には非常に厳しい取立てが来ているということを何回も伺っているんですけれども、これは、例えば滞納されている方がお金を払う場合は、直近5年からという原則は今も崩れていないかどうかお聞きしたいんですけれども。

○粕谷収税課主幹 委員がお尋ねの、基本的には5年以内の古いものから順にということになります。

○平井明美委員 私の記憶では、直近から5年というふうに聞いているんですけれども、古いものから5年というのはいつからですか。

○粕谷収税課主幹 基本的には、税の時効が5年という関係がございますので、基本的には今から5年以内のもの、古いものから順にというのが原則でして、委員がお尋ねのケースですと、例えばここ5年以内に生活状況や収入状況が急変した方、そのような方については古い部分についてはという、直近のものをと、そのようなケースもあるようには思います。

○平井明美委員 もう一度確かめますけれども、大体分納される方は生活に困っている方なんですけれども、よっぽどお金持ちで払わない方は別として、生活に困って相談された方には、原則的には古いだけども、直近からやるというような理解でよろしいですか。そういう困った方については。

○粕谷収税課主幹 ご質問のケースですが、現在の生活状況は、今おっしゃったようなケースと、あともう一つ、財産調査、例えば預金ですとか生命保険ですとか、それも踏まえた上で現在からという方もいらっしゃるようによろしく考えます。

○矢作いづみ委員 今、収納率ということで、分納している方なんですけれども、滞納している方の中での傾向というものが分かればお伺いしたいんですけれども、所得としては幾らぐらいの所得の方の滞納率が多いとか、そういうことは分かりますでしょうか。

○粕谷収税課主幹 所得階層ですとか、職業ですとか、そこら辺の分析は取っておりませんので、資料がございません。

○矢作いづみ委員 先ほどから減免とかいうこともちょっとあったかと思うんですけれども、コロナの影響などによりまして所得が減っている方を対象にした減免制度というのはあるんですよね。ちょっとそれを確認したいんですが。

○新井国民健康保険課長 来年度に減免につきましてはございます。

○矢作いづみ委員 それはどういう区分になっていましたか。

○新井国民健康保険課長 本年度と同じ区分になっております。

○矢作いづみ委員 そうしますと、例えばコロナによる特例とか、そういうことはなくて、コロナで収入が減った方にしても、7割、5割、2割でしたか、そういう区分で該当したところで減免していくということによろしいですか。

○新井国民健康保険課長 7割、5割、2割につきましては、軽減という形になりますので、減免とはまた別のものになります。

○矢作いづみ委員 そうすると、コロナによる何か特例とか、そういうものは特になんかということですか。

○新井国民健康保険課長 軽減につきましては、コロナウイルス感染症に関するものではございませんが、減免につきましては、コロナウイルス感染症での生活困窮による減免というのは、令和2年度と同様、令和3年度についても適用されることになっております。

○須田健康推進部長 減免の通知が、ちょうど3月15日に来ただけでございます。ですの

で、当初予算には減免の要求は予算上は見ておりませんので、そこは補足いたします。

○矢作いづみ委員　ここに載せていないということで、今ご答弁ありましたけれども、3月15日、どんな通知が来ているんですか。

○須田健康推進部長　埼玉県の保健医療部国保医療課が、国からの通知を受ける形で新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免等についてということで、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限がある保険料の減免を行った場合の財政支援についてが示されたところでございます。

○平井明美委員　73ページの6節その他一般会計繰入金で、今回8億8,900円、約9億円の運営費繰入金を入れているんですけども、これまでこれを赤字とみなして、この分を解消するために所沢市は値上げを続けてきたわけなんですけれども、先ほどの新井課長の答弁からも、今回の国保審議会で値上げを検討していないような話があったんですが、この9億円の一般会計繰入金は、今後、どういうふうに見込まれて解消していくんですか。もし国の方針どおりにやるとすれば、どうするのかなということなんですけれども。

○新井国民健康保険課長　こちらの本年度につきましては、昨年度に比べて約7億円の増となっておりますけれども、まず、7億円の増につきましては先ほど申しましたとおり、税込ということと、それに加えまして国民健康保険事業費納付金の増額ということが増額の理由となっております。

こちらにつきましては、まず、新型コロナウイルス感染症につきましては、今年度の影響ということで、特質的な医療費の減額ということが考えられるということと、また、所得の減額ということが考えられまして、というところが要因の一つと、来年度の埼玉県の納付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みず、通常どおりの例年の試算による納付金の算定ということになっておりまして、令和4年度以降、新型コロナウイルス感染症による受診控え等、また所得の回復等も考えられますので、来年度につきましてはその状況のほうを注視しながら、運営協議会などで協議しながら、令和4年度以降のその状況を考えていきたいというふうに考えております。

○平井明美委員　本当に今苦しいご答弁をさせてしまって申し訳なかったんですけども、やっぱり一般会計からの繰入れを入れない限り、国保会計というのは前向きになり切れない状況になっているんです。だから今、コロナ禍の中で国のほうはいろんな交付金を増やしたり、臨財債を増やしたり、あるいは地方創生特別交付金を出したりして、いろいろな手当をしてくれているんですけども、もしそういうのがないとすれば、やっぱり国に対して、部長はいつも国保に対しては3,400億円も地方に対するお金を減らさないでくれという意見書を出しているということは聞いているんですけども、やっぱりこれでもってまた地方を困らせるようなことが起きているわけだから、やっぱり所沢市としても、国に対してきちんとした

お金を入れてくれるように、言うなれば1兆円ですよ。全国知事会の会長もおっしゃったように、そういう話を今こそ私はしていくべきではないかと思うんだけど、もう本当に所沢市の財政では絶対にまた値上げになっちゃうんです。その辺も考えて計画をしないと、苦しむのはいつも保険料を払っている納税者だけなんです。そういった意味で、国に対してもはっきりとしたそういう意見書を上げていく必要が、私、本当に求められていると思うんですけども、そういうことについては部長のほうはどう考えていますか。

○須田健康推進部長　社会保障費に関しては、国民皆保険を維持することが一番重要なんじゃないかというふうに思っています。国の財政は、コロナの影響もありますが、かなり逼迫する中で1兆円、ある委員会の委員が発言されたものですけども、それを入れるというのはちょっと無理があるのかなというふうには感じておりまして、いつも申し上げておりますが、3,400億円を確保するという、死守することも、かなり市町村にすれば、それだけがというところをお願いしていることですので、引き続き全国市長会等を通じて3,400億円の公費を確保していただきたい、それを申し上げるのが現状においてはいいのかなというふうに考えております。

○平井明美委員　部長、本当にこの保険を守りたい立場でおっしゃっているんですけども、国のほうはこの広域化というか、県に集中することによって、名目の国民皆保険をなくしていく方向のためにこういう締めつけをやっているんです。私たち、本当に国の言うことを聞いていると地方自治体は大変になってしまうので、今後については言いませんけれども、国の狙いはそこにあるということで、私は部長に言うておきたいと思います。

○石本亮三委員　私もちょっと、課長、いいですか、運営費繰入金のところを伺いたいんですが、7億円、今回一般会計からの繰入れを増やしてくださったということは評価します。

それで、先ほどいろいろ入れるに当たって内訳、この8億8,935万6,000円を一般会計から繰り入れたわけですけども、この主な内訳、こういう理由で何億円、こういう理由で何億円とか、そういうのはどちらなんですか、財務。どちらになるんですか、答えられるのは。どちらでもいいですけども。重要な部分でもいいよ、増やしたやつでもいい。とにかく。

○新井国民健康保険課長　増額分の7億円の内訳ということでご説明させていただきますと、まず、国民健康保険税の減収分が約4億円、国保の事業費納付金、こちらが県のほうに払う事業費の交付金ですけども、こちらが約3億円、実際には3億3,000万円ですけども、合わせて約7億円という内訳になっております。

○石本亮三委員　何で伺っているかという、昔は、例えば加入者が10万円のときに10億円入れているときは、担当課は加入者1人当たり1万円の繰入れだとか、そのときそのときで入れるときのいろいろ方針があって、その方針は結構年度によって変わってくるんですけども、今年は例えば国保運営協議会とか、担当課の間の中でもいいんですけども、あくま

でもこの減収分とこの事業費の増額分を要求したということで、特段方針が変わったとか、だから簡単に言ってしまえば、来年4億円の例えば減収分が解消されれば、その分は減るといふか、そういうふうな現状をお考えということでもいいですか。

○**新井国民健康保険課長** ご指摘のとおり、先ほど平井委員さんにもご説明したところですが、やはり4億円についてはコロナの減収というところが大きいところと、それから、こちらの納付金につきましては、埼玉県の方から納付が請求されるものでございますが、こちらのほうにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等による医療費の減少については、令和3年度分は考慮しないということでこの金額が来ておりますので、令和4年度以降、令和2年度、3年度の医療費の状況を見まして、その納付金のほうは令和4年度に反映されるということでございますので、令和4年度以降、状況のほうは変わってくるかというふうに考えております。

○**須田健康推進部長** 先ほど、歳出の特定健診の矢作委員からのご質疑の際に、特定健診受診率について、令和3年度の目標値ということでご質疑いただきましたが、その際に、課長のほうが40%と申し上げたかと思うんですけれども、予算上50%でございますので、訂正させていただきます。申し訳ございません。

○**矢作いづみ委員** すみません、先ほど平井委員の県からの納付金の部分を教えていただきたいということで言っていたんですが、歳出の部分で何か所かあるのかと思いますが、ちょっとそれを教えてください。

○**平井明美委員** すみません、じゃ、納付金と交付金、両方教えてください。

○**新井国民健康保険課長** 納付金につきましては、106ページの上段になります。

○**平井明美委員** さっきも質疑しているんですけれども、県からの交付金の話を新井課長が言っているので、それは71ページの給付費等交付金の中に入っているということでもいいですか。

○**須田健康推進部長** 納付金と交付金の関係でございますが、ちょっと予算書のほうでご説明いたしますと、まず、県のほうの試算に基づいて事業費納付金をお支払いしますが、その予算については、予算書の83ページから84にかけて、国民健康保険事業費納付金の医療給付費分、そしてその下の後期高齢者支援金等分、そして84ページの介護納付金分がございます。これが、所沢市のほうで県のほうに支出するものでございまして、県からかかった医療費は全县の市町村からお金を集めて、かかったものは交付してくれる形になっております。それが歳入のほうで71ページに3県支出金、1補助金、1保険給付費等交付金で、保険給付費等交付金（普通交付金）がございます。こちらのほうに歳入が記載されているものでございます。

○**長岡恵子委員** どこでお伺いすればいいか分からなかったんですけれども、すみません、

コロナの影響で出産をする方が減っているようなニュースをよく拝見するんですけども、82ページなんですか、出産一時金が前年度8,400万円で本年度は7,560万円で、比較で840万円減なんですけれども、やっぱりこちらは出産する方が減っているので、積算を低く見積もったんでしょうか。現状どうなっているのか確認したいんですけども。

○新井国民健康保険課長　こちらの減額の理由につきましては、実績から件数を見直したということをごさいます、その原因につきましては、被保険者が増加傾向にありまして、年々出産の件数が減っている、また、被保険者につきましても減っているということが原因というふうに考えております。

○長岡恵子委員　ありがとうございます。

この出産一時金というのは、申請しないともらえないということでもよろしいでしょうか。

○新井国民健康保険課長　実際には申請ということになります、現在は、出産された病院のほうから直接市のほうに手続していただいて、出産育児一時金として病院のほうに払われる、差額分につきましてはご本人のところという形になっております。

○長岡恵子委員　ありがとうございます。そうしましたら、他市で郵送でも受け付けていますよというような取組をされているところもあるんですけども、東村山市なんですけれども、こういう対応は特にしなくても大丈夫というか、そういったご議論はあったんでしょうか。

○新井国民健康保険課長　現在は、ほとんどが病院のほうからの直接手続を取っていただいているということになりますので、特に郵送で手続とかという議論とかはされておられません。

○村上 浩委員　ちょっと納付金と交付金の整理をしていただきたいんですけども、いわゆる納付金というのは、県のほうから幾ら幾らくださいと納付しますよね。それで交付金も出てきます。この交付金と、いわゆる医療給付費の関係、これは基本的にイコールになるということでもよろしいですか。

○新井国民健康保険課長　こちらは、県にお金を出し合っという形になりますので、出し合っほかの市町村と分配するということになっていますので、イコールという形にはなっておられません。

○村上 浩委員　そうじゃなくて、所沢市の国民健康保険に加入している人たちが医療にかかりますよね。その部分の金額と、交付金の金額の関係を聞いている。だから国民健康保険でそういった医療費等で給付金が例えば1億円あったら、交付金は1億円入っているんですか、そういう意味。制度設計そのもの話をしているんです。

○新井国民健康保険課長　医療費につきましては、県からその分交付金が交付される形になっておりますので、かかった部分につきましては賄われるということになります。

○村上 浩委員　会計上見ていくべき話というのは、全体の歳出が幾らになって、それから

県交付金とか税とかの歳入の合計金額が幾らになって、それで足りない分について、その他の会計から繰入れをしていくという話で、そもそも繰入れの根拠がどれを内訳でそれがなったのかというのは、歳出の合計金額に見込まれる歳入で足りない部分を一般会計から繰り入れるという、そういう制度ですよ。

○新井国民健康保険課長　　ご指摘のとおりでございます。

○村上 浩委員　　そうすると、歳出をいかに減らしていくかというのは、国保会計で一番大事な話で、それは大きなものとするれば、医療費を削減をしていくということですよ。それから一方では、税を上げていくということもあるんでしょうけれども、事の本質は、歳出をいかに削減するか、その手法、方法はどういうことなのかということ、繰入れが多いとか多くないかという話ではないと思うんですけれども、その辺の見解をしっかりと答弁していただけますか。

○新井国民健康保険課長　　実際に国民健康保険が、繰入金が約7億円増額しているということでございますが、こちらのまず納付金が3億3,000万円ということで、この内訳なんですけれども、国民健康保険税については、医療分、それから後期高齢者の支援分、それから介護納付金分の3つから構成されておまして、まず、国民健康保険税、医療費分につきましては、これは国民健康保険直接のものでございまして、こちらが増えた分で約1億5,000万円、続きまして後期高齢者医療分につきましては約1億4,500万円、こちらは昨年よりも少なくなっております。一番大きいところでいきますと、介護納付金分につきましては、約2億円、その納付金のほうは増えているということになります。

そうしますと、歳出を減らすということでは、やはりご指摘のとおり医療費を減らしていく、医療費を減らすには、やはり国保の医療にかかる機会を減らすというところでは、重症化を予防したり、病気にならないような形でそういう方を見つけていくというような、重症化の予防とか、そういった事業が必要というふうに考えられます。

また、先ほどの話に戻りますけれども、介護納付金分のところであったり、後期高齢者分の支援分というところでは、国民健康保険とはまた別のところでの納付金が増えているというところが、国保の歳出が大きくなっている原因の一つというふうにも考えられますので、こちらは先ほども申しましたように、医療費のこれからのコロナウイルス感染症による影響などで医療費の影響であったり、国民健康保険税のコロナウイルス感染症の影響がなくなりました暁には、また所得が増えてくるというふうにも考えられますので、この両者のバランスを、今後こちらのほうを見ながら、歳出と歳入のバランスのほうを検討していく、考えていかなければならないというふうにも考えております。

○村上 浩委員　　今後、国保会計の赤字繰入金を解消していくにはどうするかという議論が今されているわけで、今の説明がちゃんとできないと、議会は納得できないと思います。も

うちちょっと整理をして、赤字繰入金をゼロにしていくという方向で進んでいく中で、それをどうやって赤字繰入金を減らすのかというのをきちんとした説明を、やっぱり担当課としてはちゃんと理論武装した形でぜひ今後は臨んでいただきたいと思うんですけども、どうでしょう、部長。

○須田健康推進部長　申し訳ございません。国保の広域化が平成30年度から始まったわけですけども、埼玉県の国民健康保険運営方針に従って、各市町村は運営をしていくことになっております。その中で、村上委員のご指摘のように、医療費の適正化の取組は非常に重要な取組として掲げられております。ですので、まず、そちらの医療費適正化の取組を全市町村が取り組んでいくことが重要なのだろうというふうに思っていますし、あと、今回の納付金の増に関しましては、県のほうの試算ですけども、医療費の増分と介護納付金分の増、それが主な要因として増になったものでございますので、そのところも鑑みながら、コロナの影響による特異的なものなのか、それともやはり構造的な問題があって、医療費の削減により一層努力をするとともに、ほかの何か検討が必要なのか、そういったこともしっかりと整理しながら、今後、健全な財政運営に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○亀山恭子委員長　以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休　　憩（午後1時59分）

再　　開（午後2時5分）

○亀山恭子委員長　再開いたします。

休憩前に引き続き審査を続けます。

意見を求めます。

○矢作いづみ委員　議案第16号「令和3年度所沢市国民健康保険特別会計予算」について、日本共産党所沢市議団を代表して意見を申し上げます。

質疑の中で、予算編成に当たり、大変なご苦勞をされていることは分かりました。

しかし、今回、2,000万円の財源確保のために限度額を3万円引き上げることが提案されております。詳細は討論で述べますが、国保税の引上げには賛成できず、反対いたします。

○石原　昂委員　議案第16号「令和3年度所沢市国民健康保険特別会計予算」について、自由民主党・無所属の会を代表し、賛成の立場から意見を申し上げます。

令和3年度の国民健康保険財政の状況は、依然として厳しい状況にあることが理解できました。賦課限度額がまた引き上げられますが、国民健康保険税においては、低中所得者層の負担が増えないよう、一定の配慮がなされております。特定健診の受診率のさらなる向上を図っていただき、財政状況の改善に力を入れていただくとの答弁もございました。

以上の理由から賛成をいたします。

○粕谷不二夫委員 議案第16号「令和3年度所沢市国民健康保険特別会計予算」について、会派自由民主党を代表して意見を申し上げます。

令和3年度の国民健康保険特別会計予算は、保険給付費の財源である一般被保険者の国民健康保険税が、対前年度比で約4億1,000万円の減額となっています。昨年12月補正の税改正では約2,000万円の増額を見込んでいましたが、それでも保険税は減額となっています。確かに賦課限度額の引上げは、被保険者にとって痛みを伴うものでありますが、加入者数の減少に加え、そもそも国民健康保険制度は低所得者や高齢者の割合が多く、また、医療費の高度化により、レセプト1件当たりの医療費の増など、構造上の問題を含んでいることから、依然国民健康保険財政は厳しいものと思われ、主に新型コロナウイルスの感染拡大が要因とはいえ、法定外の一般会計繰入金で8億9,000万円程度と、昨年度費約7億円増額となっていることから分かります。

そのような中、財源確保として国民健康保険税の収納率は、現年課税分でいうと、平成27年度の87.35%から令和元年度で92.46%と約5ポイント上がっていることも分かりました。一方、歳出では、トコトコ健幸マイレージ事業や特定保健指導業務委託事業により、健康増進を図り、医療費の抑制を図る努力をされていることも質疑の中からも分かりました。

国民健康保険は、特別会計であることも理解すべきことから、努力をすることは当然でございます。

以上のことから、令和3年度所沢市国民健康保険特別会計予算に賛成とするものです。

○亀山恭子委員長 ほかに意見はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

以上で意見を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第16号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員交代のため、暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時9分）

再 開（午後2時11分）

○亀山恭子委員長 再開いたします。

○議案第18号 令和3年度所沢市後期高齢者医療特別会計予算

○亀山恭子委員長 再開いたします。

次に、議案第18号「令和3年度所沢市後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。
質疑を求めます。

○平井明美委員 186ページについて、この中に、後期高齢者医療広域連合納付金というの
がありまして、後期高齢者の県の管理のほうで、何か条例改正があったと聞きますけれども、
どんなことでしょうか。

○新井国民健康保険課長 こちらにつきましては、軽減特例の見直しのことということでよ
ろしいでしょうか。

令和3年度から保険料の軽減の措置の見直しがございます、7.75割というのがございま
すところが7割に変更になるものでございます。

○平井明美委員 要するに、低所得者向けの均等割軽減措置が7.75割程度のものが法則どお
りにして7割程度にするということで0.75引き下げるものなんです。ということは、所沢市
にも当然影響は出ていると思うんですけれども、所沢市の後期高齢者の加入されている方は
何人いて、影響はどのぐらいあるのかお示しいただければ幸いです。

○新井国民健康保険課長 令和3年度の当初見込みでございますが、こちらの加入者数につ
きましては約4万9,300人を見込んでおります。この軽減措置の見直しによる影響でござい
ますが、こちらにつきましては、対象者につきましては約6,900人を見込んでおります。

○平井明美委員 6,900人で、影響額についても聞いているんですが、どのようになります
か。

○新井国民健康保険課長 失礼いたしました。2,222万7,000円を見込んでおります。

○平井明美委員 加入者のそれは何%ぐらいになります。

○新井国民健康保険課長 14%になります。

○矢作いづみ委員 関連ですけれども、そうすると、負担が増える方、お1人当たりの金額
とかというのは分かりますか。

○新井国民健康保険課長 影響額につきましては、お1人当たり3,200円の増額となります。

○亀山恭子委員長 次に、歳入ですが、前に戻りまして、予算書の175ページについて。

○石本亮三委員 保険料のところでは伺いたいんですが、たしか令和3年度、4万9,300人ぐ
らい保険加入者を見込んでいたみたいなの話だっと思うんですが、伺いたいのは、以前もち
よっと一般質問させてもらった65歳から75歳未満の障害の方の今、令和2年の最後、分かる
範囲で直近の数字と、令和3年度は何人を見込んでいますかお示しいただけますか。

○新井国民健康保険課長 直近2月末でございますが、391人となっております。

○石本亮三委員 どちらかというと障害をお持ちの方は、国民健康保険よりも後期高齢のほ

うに入ったほうが、保険料は上がるけれども、1割負担だったりしてすごく負担が軽くなる方もいらっしゃると思うんですけれども、所沢市は、障害の方への後期高齢、65歳から75歳未満の障害者の方への告知とか周知とかというのは、どういうふうに令和3年度はされていくのでしょうか。

○新井国民健康保険課長 保険証のほうに、後期高齢者医療制度について、ご指摘の案内を載せたパンフレットのほうを同封する予定でおります。

○石本亮三委員 だからその保険証というのは、国民健康保険のほうの保険証のほうに載せるんですか。要するに、既に後期高齢のほうに入っている人だったら、今さら保険証にいてももう入っているわけですから、どちらの保険証に周知をされるんですか。

○新井国民健康保険課長 申し訳ございません。後期高齢者医療制度のほうの保険証になりますので、来年度の周知につきましては、障害福祉課の重度医療担当のほうからお手紙のほうをご送付させていただく予定でおります。

○矢作いづみ委員 保険料のところなんですけれども、前年度の比較で2,302万5,000円増額ということなんですけれども、これは先ほど質疑しました特例軽減の変更分がここに反映されているという理解でよろしいでしょうか。

○新井国民健康保険課長 そちらのほうも軽減の措置の見直しも含まれておりますが、被保険者の対象者が増えたことにも影響するものでございます。

○石原 昂委員 令和3年度は、保険料の軽減特例の見直しが行われることになっていますが、その、まず背景と、軽減が全くなくなってしまうのかということ、それから、あと来年度以降もこの軽減特例というのは縮小され続けていくのか、それもお伺いしたいと思います。

○新井国民健康保険課長 特例軽減の見直しの理由でございしますが、この特例につきましては、平成20年度のこの制度発足時に、低所得者の負担軽減を目的といたしまして、暫定的に講じられたものというふうに理解しておりますが、実施後、10年以上経過する中で、国の審議により段階的な縮小が決定されたものでございます。

今回の見直しにより、軽減が全くなくなるかのご質問でございしますが、特例部分につきましては廃止されますが、低所得者層への配慮といたしまして、本則部分の7割、5割、2割の軽減のほうは、引き続き適用されるものでございます。

来年度以降もこの軽減の特例は縮小は継続されるのかということでございますが、特例につきましては、この7.75割軽減が7割になった段階で本則のほうに戻りますので、さらに軽減が縮小されるということはありません。

○亀山恭子委員長 次に、176ページ、177ページについて。

○矢作いづみ委員 延滞金の項目があるんですけれども、ちょっと関連でお伺いしたいんですけれども、先ほど、歳出のところでお聞きしそびれたので、すみません、ここで伺いたい

んですけども、短期保険者証ですけども、令和2年から発行されているということかと思えますけれども、どのぐらい発行されていたんでしょうか。

○新井国民健康保険課長 令和2年度につきましては、8人に交付しております。

○矢作いづみ委員 これ、以前は発行されていなかったというふうに認識しているんですけども、どのように検討されて、発行するというふうに変更になったんでしょうか。

○新井国民健康保険課長 令和2年度からは、これまで電話や訪問を試みましたが折衝の機会を持てなかった被保険者に対して、折衝の機会を設けるために短期保険証を発行したものでございます。

○矢作いづみ委員 これは、どういう方が対象では発行というふうになっていますか。

○新井国民健康保険課長 広域連合のほうと調整を図りまして、これまで電話や訪問を試みた折衝の機会を持てなかった、保険料を滞納されている方が対象となりまして、その方の折衝の機会を持つということから、短期被保険者証のほうを交付したものでございます。

○矢作いづみ委員 それで、今、県のほうと調整しているということだったんですけども、県の広域連合のほうでは、低所得者、7割軽減の方には発行しないというような確認があるんですけども、そこは市も同様ということよろしいでしょうか。

○新井国民健康保険課長 所沢市のほうもそのとおりでございます。

○亀山恭子委員長 以上で、質疑を終結いたします。

意見を求めます。

○矢作いづみ委員 議案第18号「令和3年度所沢市後期高齢者医療特別会計予算」について、日本共産党市議団を代表して意見を申し上げます。

今回の予算には、低所得者向けの特例軽減の措置、7.75割の方を7割軽減に引き下げるものであり、反対いたします。

また、短期保険者証が令和2年から発行されております。コロナ感染リスクの高い高齢者の命に関わるものです。低所得者、7割軽減の方への発行はしないと広域連合でも確認しており、発行はしないようにしていただきたいと思います。

○石原 昂委員 議案第18号「令和3年度所沢市後期高齢者医療特別会計予算」について、自由民主党無所属の会を代表し、賛成の立場から意見を申し上げます。

後期高齢者医療制度については、今後も被保険者の増加が見込まれるとともに、医療の高度化による医療費の増加も予見されています。財政状況は引き続き厳しいものとなることは理解できます。保険料の軽減特例の見直しがされますが、低所得の高齢者にも一定の配慮がなされております。持続可能な医療を守るために、賛成いたします。

○亀山恭子委員長 ほかに意見はありませんか。

○粕谷不二夫委員 議案第18号「令和3年度所沢市後期高齢者医療特別会計予算」について、

会派自由民主党を代表して意見を申し上げます。

まず、令和3年度予算には、軽減措置の見直しが反映されていますが、今後高齢者が増加する中で、医療費も増加することが確実に見込まれています。後期高齢者医療制度の財源というのは、国・自治体の財源が50%、保険料が50%になっていますが、保険料の内訳は、75歳以上の保険料が10%で、残りの40%は75歳未満の人が負担するようになっております。要は、後期高齢者の負担が増える分、現役世代の保険料の負担が軽減されるという形になります。後期高齢者の負担増については痛みを伴うものでありますが、後期高齢者医療制度を存続するということを考えると、やむを得ないと思えることから、賛成の意見といたします。

○亀山恭子委員長 以上で、意見を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第18号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

挙手多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで説明員交代のため暫時休憩いたします。

休 憩 (午後2時28分)

再 開 (午後2時40分)

○亀山恭子委員長 再開いたします。

○議案第17号 令和3年度所沢市介護保険特別会計予算

○亀山恭子委員長 これより、議案第17号「令和3年度所沢市介護保険特別会計予算」を議題といたします。

質疑を求めます。

初めに、歳出予算説明書の150ページ、151ページについて。

○村上 浩委員 システム改修の関係で、これ制度が変更になったことでシステム改修があると思うんですけども、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、食費、居住費の助成の関係で見直しがあったということで、120万円以下と120万円以上で少し違いが出てくるということですね。それで、まず実質の負担増というのはどのぐらいになるかというのは試算が出ていますでしょうか。

○岸介護保険担当参事 利用者負担の段階が、3段階が2つに分かれたということで、今、村上委員がおっしゃったとおり、3段階目が今までは全て所得のほう80万円を超える方ということだったんですけども、それが80万円を超える方から120万円以下の方、それから合計所得金額が120万円を超える方ということで、3段階目は2つに分けられたということでございます。

これの影響としましては、食費のほうが変わっておりまして、今まで3段階目は650円というところだったんですが、1つ目の3段階目は650円が変わらない、ただ、ショートステイに入っている方だけは1,000円ということで変わっております。それから、3段階目の2つ目ということで、食費のほうは新たに1,360円ということになります。

○村上 浩委員 そうすると、入居している人については3乗ということですので、月実質、約倍だから幾らになる、結構な金額になると思うんですけども、こういった制度変更についての、要は入居者からの負担をお願いしなきゃいけないと思うんですけども、事業者への説明というのは、これはいつ頃になるんでしょうか

○岸介護保険担当参事 実は、これは今年の8月からという改正になりまして、つい最近まで、この案というのが示されたのが先週の3月9日になっておりまして、この後、8月までにまだ変わる可能性はあるんですけども、とりあえず、一旦この案の状態で事業者のほうには、うちのほうでサービス事業者連絡協議会に加入されている、ほとんど加入されているんですけども、通知するツールがございますので、そちらのほうで周知していきたいというふうには考えております。

○村上 浩委員 具体的にいつ頃か。

○岸介護保険担当参事 すみません、もしかして変わる可能性があると言ってしまったんですけども、変わる可能性はほとんどないというふうに考えております。

○村上 浩委員 それはいいですけども、具体的に、結局いつ頃事業者の説明するかとい

う、その本旨は、入居者にはいつ伝わるかという話なんですけれども、それはいつ頃と想定しているんですか。

○岸介護保険担当参事 年度明けに事業者のほうにはお伝えして、事業者のほうから直接利用者の方にはまたお話してもらうというような流れになっております。

○村上 浩委員 今のボーダーの人で、食費だけでも下手すると月1万8,000円、約600円ぐらい増えるわけですよね。1万8,000円ぐらい増えるということで、これは、払えない人が出てくる可能性もあるんじゃないかと思うんですけれども、これ払えないとなると、入居はできなくなるということにつながっていくのでしょうか。ちょっとその辺の心配があるんですが、その辺の関係はどのようにお考えになっているのか、お聞かせください。

○岸介護保険担当参事 もちろん、事業者にお伝えしてから利用者のほうに伝わるわけなんですけれども、これによって、もしお支払いが厳しいというようなことであれば、そこでまた、施設だったら施設のケアマネもいますので、どういうふうに対応していくかということは検討になってくるというところがございます。

○村上 浩委員 そうやって、ボーダーで大変厳しい人については、その施設との交渉で話し合いをしていく、変な話、無理だから退所せざるを得ないということについての可能性というのはあるのでしょうか。

○岸介護保険担当参事 基本的には、当然サービスを考えなくちゃいけないので、その関係でどうしても退所せざるを得ないとかということになりましたら、別の方法につなげていくということと一緒に考えていくというところがございます。

○谷口雅典委員 今の関連で、別の方法でつなげていくというのは、具体的にはどういった形を想定していますでしょうか。

○岸介護保険担当参事 別の方法ということになりますと、施設の食費が難しいということになりますと、もう一度在宅に戻れるかという可能性も考えられるところもあるし、施設であつたら、どこに入所してもこういう話にはなってくるんですけれども、もし払えないということになると、そもそも生活ができないということになるので、ほかの福祉施策につなげていくとかということになってくると思います。

○村上 浩委員 じゃ、そもそもとして、何でこういう改正というか、見直しになったのかという背景について、もう一回ちょっと教えていただけますか。

○岸介護保険担当参事 こういった介護報酬関係の見直しについては、国の審議会が、介護保険分科会というのがございまして、そちらのほうで話し合っただけなんですけれども、恐らく特定入所者、この補足給付のほうではそういうふうにするんですけれども、特定入所者の介護サービス費というところがございますけれども、それほど、該当して苦しくなる方が、この120万円を超えるという範囲だとあまり考えられないというところがあつたん

じゃないかなというふうには考えているところでございます。

○平井明美委員　確認というか、所沢市はすごく頑張っていて、払えなくなって追い出されたという事例を私は聞いたことないんだけど、もしもの場合には、生活保護を受けてもらって、そこから出してもらおう手もあるし、介護保険だけで考えると、今、ちょっと苦しい答弁になっちゃっているんだけど、全体的な福祉の中で見ればそういう方法もあるという理解でよろしいでしょうか。

○岸介護保険担当参事　平井委員のおっしゃるとおりで、先ほど言ったほかの福祉につながるというのはそういう話でございます。ただ、生活保護の前の段階で、例えば今回の食費で、段階を落としてのお支払いということで、境界層みたいな扱いもございますので、そういうのでクリアできれば、そういった対応もあるというところでございます。

○矢作いづみ委員　ちょっと関連でお伺いしたいんですけども、所沢市内には、無料定額介護施設というのがあるかと思えますけれども、私は1か所知っているんですけども、ほかに何か所かありますでしょうか。

○瀬能福祉部長　すみません、ちょっと今、手元に資料がないんですが、これ、今のは無料定額宿泊所の話かと思うんですが、介護の関係ですか。無料の施設ということでございましょうか。それはちょっと把握しておりません。

○石本亮三委員　介護認定審査会のところでちょっと伺いたいんですけども、まず、来年度、介護認定審査会、何回開催というか、書面審査も含めて何回やられる予定なのか、お示しく下さい。

○岸介護保険担当参事　3年度は460回予定をしております、1回につき5合議体が実施するという捉え方でございます。

○石本亮三委員　このコロナ禍で、更新時期というのがたしか少し延びていますよね。ちなみに、令和2年度、今年度とかは、何回やったんですか。今のところ、分かる範囲で。

○岸介護保険担当参事　令和2年度は、12月までの実績で298回実施しております、年度内には383回の見込みでございます。

○石本亮三委員　これ恐らく、やっぱり認定更新の期間が延びたこともやっぱり影響しているんですか。どうなんですか、この部分、どういうふう担当課で分析されて、それで年度末383回だけでも、令和3年度は460回見込んでいるわけですけども、これどういうふうな根拠で今回見込んでいるのか、ちょっとお示しいただけますか。

○岸介護保険担当参事　令和3年度は、そもそも認定の更新の件数も増えてまいります。調査も増えて、審査会のほうの回数も増えてくるという見込みになっております。

もちろん、令和2年度については、調査に行けなかった分、その分審査会にかけられなかったというところもございますので、例年よりも回数的には若干少なめになっておるとい

ところでございます。

○石本亮三委員　そうすると、本当は令和2年度に調査に行きたかったけれども、いろいろコロナなんかの事情で、この令和3年度にせざるを得ないとかというケースも、まあまあ割合あるという認識でいいんですか。

○岸介護保険担当参事　石本委員のおっしゃるとおりでございます。

○石本亮三委員　そうすると、しばらく認定調査とかしていないと、非常に、特にこういうコロナ禍だと、介護度が悪化する可能性もあるわけですし、その辺というのは、ちょっとなかなか難しいんですけども、認定審査の際に、書面審査なんかも結構多くなるのかなとは思いますが、そういう配慮、どういうふうな、全体的に何か介護度が上がる可能性があるのかななんて個人的には思うんですけども、その辺とかはどういうふうに思いますか。

○岸介護保険担当参事　コロナの影響で、例えばデイサービスに行けないとかということで、ご家庭にいて重度化するというところの影響というのは全くゼロではないと思うんですけども、例えばサービスの給付費の話でいいますと、昨年第1回目の緊急事態宣言のときには、4月、5月になりますけれども、そのときには給付費のほうは計画より、やはり9割ぐらいとかというふうに減った実績はあるんですけども、その後は、もちろん介護の事業者については、コロナ禍であっても継続してやってくださいということになっておりましたので、皆さん頑張って感染予防に十分注意しながら継続してもらったので、給付費的には元に戻ってきているというところもございまして、それほど急激に悪化する、重度化するというふうには考えていないところでございます。

○矢作いづみ委員　いきいき健康体操教室のことは、159ページのほうでよろしいですか。昨年ちょっと減額になっておりますけれども、その理由をお示してください。

○田中高齢者支援課長　今回なんですけれども、コロナ禍におきまして、会員以外に対する教室、ちょっと提供ができないという事業者が1社ございまして、その分開催できないので減額とさせていただきます。

○矢作いづみ委員　1社ですか、それは対象人数はどれぐらいが開催できないということになるんですか。

○田中高齢者支援課長　60名となります。

○矢作いづみ委員　1社が難しいということですが、ほかに代わるところで受けてくださるところはなかったということですか。

○田中高齢者支援課長　いろいろと探してみたんですが、従前の会社も含めて、ちょっとこれ以上の開催は協力は難しいということでした。

○石本亮三委員　162ページ、すみません、地域包括支援センター委託料のところは何いたいんですが、まず、今ちょっと3職種含めて欠員とか出ている状況ってどうなっているんで

すか。

○田中高齢者支援課長 条例上の欠員はございません。

○石本亮三委員 ちょっと私も介護の関係者の方から聞くと、結構ケアプランの採択が1件4,000円でちょっとなかなか安いから、居宅介護事業所や地域包括支援センターからお願いしようとしてもなかなか受けてもらえないみたいな話を聞いているんですけども、そういうことで、結構今人材とかは、じゃ、全く各地域包括支援センターからそういうことのお困り事とかは市に届いていないんですか。

○田中高齢者支援課長 ケアプランにつきましては、やはり採択するという事は厳しくなってきたという話等は来ておりますが、やっぱりあとは、実際その職員の入れ替わりというのはどうしてもありますので、そういったご相談が届いております。

○石本亮三委員 そうすると、これは委託料ですよね。欠員が仮に出れば、この委託料は幾らかは返還しなきゃいけないと思うんですけども、例えば令和2年度とか、この令和3年度前半でもいいんですけども、返還する可能性のある包括は、取りあえずないということによろしいんですか。

○田中高齢者支援課長 元年度のほうは、返還はございませんでした。2年度も、恐らくは返還するという事はないかと思われま。

○粕谷不二夫委員 今の地位包括支援センターで1つお聞きしたいんですけども、確かに事業加算、要するに基本料プラス事業加算という形であるかと思う。この積算をちょっと教えていただけますか。

○田中高齢者支援課長 正規の委託料プラス介護予防教室だとか、そういったことでプラスしているという、そういったことはございます。そのそれぞれの加算を説明すればよろしいでしょうか。

まず1つは、生活支援コーディネーター、これは1つの給付金につきまして360万円を予定しております。

個別の訪問が1件当たり3,000円、介護予防教室、こちらが1件3万円、あと認知症の地域支援推進員の配置につきましては年間24万円、あと家族介護支援事業、こちらにつきましては、1回1回、5万円となっております。

○粕谷不二夫委員 基本額は幾らになっていますか。1センター当たり、たしか二千何百万とか何か基本額があるかと思うんですけども、その基本額は幾らになっていますか。

○田中高齢者支援課長 高齢者人口によって違って来るんですが、高齢者人口3,000人以上5,000人未満の場合につきましては年間2,088万円、高齢者人口5000人以上6,000人未満の場合につきましては2,388万円、高齢者人口6,000人以上8,000人未満の場合につきましては2,668万円、高齢者人口8,000人以上1万人未満につきましては3,161万円となっております。

- 平井明美委員 163ページで、ここに、今さっき言った認知症カフェ事業委託料というのがあるんですけども、これ認知症なので違うかなと思ったんですが、前にお達者倶楽部ってあったじゃないですか。今名前が変わっているんですか。違う事業になっているんですか、これ。
- 田中高齢者支援課長 お達者につきましては、今もお達者倶楽部と呼んでいます。159ページの18負担金補助及び交付金の72ボランティア地域介護予防支援事業助成金、こちらのほうがお達者倶楽部になります。
- 平井明美委員 すみません、ちょっとそれお聞きしたいんですけども、これは介護保険に入ってから大分たつんですけども、今回700万円ぐらいついているんですが、現在このやられている数というのがどのくらいあるのかということと、今コロナ禍で、去年やっていなかったかもしれないだけけれども、最近の直近の実績を教えてください。
- 田中高齢者支援課長 まず団体数なんですけど、2年度におきましては51団体です。会員数が1,102人でございます。
- 平井明美委員 これ、意外と皆さん、使いたいだけけれども使い勝手が悪いというのは、食事の部分が補助がないということなんですけれども、今もやっぱりそうなんですか。
- 田中高齢者支援課長 そうですね、今でも変わりません。
- 平井明美委員 お達者倶楽部で、お年寄りが集まるといときには、今はできないかもしれないけれども、食べ物を介して会話をすることで脳の活性化にもつながるし、お料理を作ることで、またそういうお互いの地域の知識の共有ということで、食事を伴うものをしたいという要望、すごく多いんですけども、これ、なぜそれ改善されないんでしょうか。
- 田中高齢者支援課長 こちらのほうにつきましては、平成28年の地域支援事業実施要綱の改正に伴い、そういった補助に対しては食費は認められないというのがあったんですけども、今その方針が変わっていない以上、今のところ我々のほうもその方針を変えることはできないと考えております
- 平井明美委員 これは、利用している方からそういう声が、私、上がっているのを聞くんですけども、そういう声があれば、実施要綱を変えるという可能性もあるわけですね。
- 田中高齢者支援課長 国のほうで出している実施要綱のほうで、そういったものを認めるという方向性であれば、我々のほうもそれに合わせた形になると思われまして。
- 平井明美委員 国のほうでそうなっているんですか、これは。
- 田中高齢者支援課長 繰り返しになりますが、地域支援事業実施要綱というのがございまして、そちらのほうでそういう取扱いになっております。
- 平井明美委員 以前一般会計でやっているときはそういうのを使わないで、割と自由に使っていたんですけども、だとしたら、これを一般会計に、介護保険から外して一般会計へ持

っていったって、もうちょっと自由にやれるということもあるんですけども、そういうことを検討されませんか。

○田中高齢者支援課長 お達者倶楽部につきましては、あくまでも一般介護予防の事業の一環として考えておりますので、今それを、ほかの事業を削ってそういった枠をつくるのか、そういったところは検討しておりません。

○平井明美委員 164ページの家族介護支援事業委託料と在宅介護者リフレッシュ事業委託料なんですけれども、先ほどの話の中で、家族介護を1回5万円と出たんですけれども、ちょっと中身についてもう少し詳しくお示しいただきたいんですけれども。

○田中高齢者支援課長 家族介護支援事業というところで、こちらのほうは、市内全域で家族の介護の増加が見込まれておりますので、地域支援包括センターが各地域の高齢者及びそのご家族を対象に、家族介護者の集いというものを開催させていただいております。

○平井明美委員 どういう条件なんですか、これ5万円頂くのか。

○田中高齢者支援課長 1回開催すれば、1つでカウントして、実績としてお金を支給しているという状況でございます。

○平井明美委員 下の在宅介護者リフレッシュ事業というのがあるんですけれども、この40万円というのはどういう積算根拠なんですか。

○田中高齢者支援課長 こちらにつきましては、在宅で、65歳以上の高齢者で要介護4、5以上、在宅で介護されているご家族を対象としまして、はり・きゅう・マッサージの医療補助をしている事業でございます。

○平井明美委員 何人ぐらい対象になるんですか。

○田中高齢者支援課長 100人を対象としております。

○平井明美委員 もう一回、ちょっと聞いていいですか。お家の中で介護している方に対して、マッサージをする、そういう事業なんですか。

○田中高齢者支援課長 店舗に行つてということもできますし、ご自宅に呼んでということも、両方選べます。

○平井明美委員 100人対象ということでは、介護されている方はもっと多いと思うんですけども、周知の方法はどうしていますか。

○田中高齢者支援課長 こちらにつきましては、旧寝たきり介護者手当というのがございましたが、あれが今度、3年度から特定在宅高齢者支援手当というふうになるんですけれども、その手当が受けられる方に、認定したときに、お金を振り込むときにそういったご案内をする予定でございます。

○石本亮三委員 165ページの一番下の成年後見制度利用支援助成金なんですけれども、これちょっと、何人分で、ここ数年のちょっと実績をお示しいただけますか。

○田中高齢者支援課長 想定しているのは45名でございます。実績のほうなんですけど、今年につきましては21名、令和元年ですと24名、平成30年だと20名となっております。

○石本亮三委員 私の記憶だと、ちょっと間違っているかもしれないけれども、年々、大体この金額ベースでしたっけ、結構今年増やしたんですね。そこら辺、確認したいんですが

○田中高齢者支援課長 今回につきましては、388万8,000円増額でお願いしております。

○石本亮三委員 そうすると、この予算を組むに当たって、ある程度人数をさっき出していたんだんですけども、ちゃんと見込みというんですか、成年後見人と、してもらう方とそうでない方、マッチングというんですか、ある程度もう見込みとかが立っている、どういうふうなあれで予算を編成されているのか、ちょっとお示しいただけますか。

○田中高齢者支援課長 この相談につきましては、年々、ものすごい勢いで増えているんですけども、今、現段階で相談を受けている、恐らくこの方は成年後見人をつけるという、その予備軍というんですかね、そういった方がいらっしゃいますので、そういったことを踏まえて、通年の伸び率も踏まえまして、今回の予算を算出させていただきました。

○石原 昂委員 131ページ、一番下段の介護保険給付費準備基金繰入金なんですけれども、昨年度から1億円の増額をして6億円というふうに入れておりますけれども、これの理由ですね、保険料の抑制を図ったというふうに考えてよろしいのでしょうか、伺います。

○岸介護保険担当参事 7期につきましては、取崩しを14億円やっております、4億円、5億円、5億円の14億円。8期におきましては、保険料の上昇をさらに抑制するために、18億円の、8期は3年度、4年度、5年度の3年間なんですけれども、18億円の準備基金の取崩しを考えております。これは、6億円ずつ、3年度に分けて取崩しをするものです。取崩し額を増やして、なるべく保険料が上昇しないように、抑制するように増額したものでございます。

○平井明美委員 120ページのところで、介護保険料の項目があったんで、ここで聞こうと思ったんですけども、今回は8期の計画の中で保険料が改定されていまして、基準額、所沢市は13段階まで分けていて、第5段階が基準額ということで、所得が80万円超えの方は、この方を中心に介護保険料が変わっていくということなんですけれども、今まで4,967円が、今回5,350円になったんですけども、これは、3年ごとの見直しによって必ず上がっていくんですけども、この背景について、説明をお願いします。

○岸介護保険担当参事 高齢化が進んでおりますので、高齢者も増えますし、そうすると要介護になられる方も多し、サービスも利用される方も増えるということになりますので、その増えた分のサービス料に対しての保険給付を支払わなくちゃいけない、サービス提供した事業所に保険給付しなくちゃいけないということを考えまして、見積りを、見込みのほうを図っておきますと、どうしても保険給付費がこのぐらい8期は必要だという金額が出まし

て、それには、1号保険料、約23%という保険給付費の割合でございますけれども、第1号保険料が必要な金額が出まして、それに沿って、どうしても上げざるを得なかったというところでございます。

○平井明美委員 良心的だとは思いますが、この間、介護保険料が払えない減免世帯の推移をちょっと頂いたんですけれども、10年間見てみたんですけれども、やっぱり今私が持っている資料では、29年度が2,845人、滞納者がいらっしゃるんですが、今度は30から29、令和2年頃までで推移が分かれば、滞納者の人数を教えてくださいなんですけれども。

○岸介護保険担当参事 まず、令和元年度1,490人、平成30年度1,579人、平成29年度1,845人です。

○平井明美委員 元年度は減っている理由は何でしょうか。

○岸介護保険担当参事 消費税が10%にアップしたときに、この所得が低い段階の1段階、2段階、3段階の人に対して、保険料を補填していきましようということで、30年10月から保険料率を下げたものに対して、その差分を国・県、市も持分あるんですけれども負担しまして、保険料等のお支払いが苦しいと考えられるところに補填していったのが、滞納者が減っている原因の一つだというふうには考えております。

○平井明美委員 今の人数というのは、介護保険は、大体年金から天引きをされているので、ほとんどの方から取りっぱぐれのない保険料なんですけれども、所得が少ない方については、要するに非課税というんでしょうかね、そういう方々については自分で払うという仕組みになっていると思うんですよ。そういう中でも払えない方ということで、この数が一見すると少なく見えるかもしれないけれども、非常に重い数なんです。

そういった意味で、所沢市は減免というのを、減免条例をいまだに変えていないというか、国の減免条例のままなんですけれども、減免の対象推移を頂きましたけれども、中身を見ると、大震災とか火災とか水害ということで、要するに、これ以上生活がもうできなくなって減免してほしいという方に対しては、今のところないという認識なんですけれども、実績はどうなんですか。生活が困って減免を受けたいという方に対しては、そういう事例があるかどうか。

○岸介護保険担当参事 今、平井委員がおっしゃられたとおり、災害等の関係での減免はございますけれども、例えば所得によって一律に減免するという事は行っていないところでございます。

○平井明美委員 要するに生活困窮者で減免を受けたという事例はないということで、私、やはりそれが懸念で、介護保険料が払えないということで、もし自分が介護を受けるときに介護が受けられないという心配もありまして、実際的にそういう方いると思うんですけれども、所沢市はいろいろな対応をしていると聞きましたけれども、介護保険料を払っていません。

て、本来だったら介護保険料を全部払ってから受けるんだけれども、現在どのようにされていますか。もしも滞納されていて、介護保険を受ける年になって受けたい方に対しては、所沢市はやっているというふうに聞いているんですけども、どういう対応をされていますか。

○岸介護保険担当参事 保険料につきましては、制度でどうしてもみんなで助け合っていきましょうということなので、誰か払わないとかということは、そういうのは避けましょうというような制度になっておりますので、保険料のほうは必ずかかってくるという趣旨のものでございます。保険料が払えなくてサービスが受けられないとかということになりますと、まず保険料がどうして払えないのかということで、丁寧に保険料の納付相談のほうはお受けしておりますし、今、平井委員がおっしゃられたのは、保険料を滞納されているのにサービスを受けたというようなお話でございますか。そうしますと、もちろん介護給付は受けられないわけではなくて、給付の制限があるということは、介護保険の制度の中でありますので、そういう意味でおっしゃられているのでしょうか。

○平井明美委員 ほかの市では、そういった生活困窮者に対しては、市長が認めるものとか、その他認める者という形でもって、介護保険条例の中にそういう減免条例があるんですけども、所沢市は国基準のままでずっとこの間、20年来ているんですけども、何で私はそのその他市長が認める者を1項入れてくれないのかなと、過去、部長が替わるたびに聞いているんですけども、何でなんですか。それを入れれば、本当に安心して、この1,800人以上いる方々もいろんな形でもって私は救済できると思っているんですよ。どっちみちこの方々払えないんだから、救済していくべきじゃないかなと思っているんですけども、所沢市の考え方をお聞きしたいんですけども。

○瀬能福祉部長 これは、健康福祉常任委員会のほうでもご答弁申し上げたかと思いますが、先ほど担当参事が申し上げましたとおり、まず介護保険制度の考え方というのが一つございます。それから、じゃ、そういった方の減免ということになりますと、やはり先ほど申しましたように、基本的には負担を原則していただく、ただし、それは当然低所得者の方についてはいろいろな配慮は必要かと思っておりますし、そういった施策も行っております。

そういう中で、例えば現状であれば、この間もご答弁申し上げましたが、先ほどのお話のように、例えば消費税の増税ということになれば、保険料のほうはかなり第1、第2、第3段階の方を定額にしているということ、それから、これは今緊急時というか、あるいは災害時とっていいんでしょうか、コロナ禍という中で、やはりこれは収入が下がってしまったというような方につきましては、できる限り私ども、丁寧にお話を聞いた上で、できる限り申請については簡略化した形で減免をするということも行っております。

そういう中で、やはり必要に応じて減免というのはやっていくべきだとは考えますが、基本的に条例なりという中で位置づけるものではないというふうに考えております。

○平井明美委員 所沢市はそういう考えと分かりましたけれども、ほとんどの市町村で減免規定をつくって救済しているということで、何で所沢市だけかたくなに条例改正しないのかなど、私はずっと思ってきたもんですから、ただ、今聞いてみると、内情はかなり親切にやっているということは、一応この減免について分かりました。ですけれども、この内容については影響も多いということでは、この影響額ってどのぐらいでしたっけ。

○岸介護保険担当参事 所沢のこの保険料の設定のレベルの話をさせていただきますけれども、まず、ちょっと7期の話からさせていただきますけれども、所沢市は4,973円でございます。これは、全国平均が7期5,869円でございます。全国的に安いほうから、1,571団体中187番目の安さというところになります。8期は全国的な状況は分かりませんが、7期の場合はこの順位で埼玉県の中では真ん中ぐらいに位置していたんですね。今回の8期の設定は、埼玉県内は何となく分かっているんですけども、やはり真ん中ぐらいに位置するだろうということになりますので、8期においても全国的には非常に安いところに位置する保険料設定だというふうには考えております。

ですから、影響とおっしゃられますけれども、先ほどおっしゃったとおり、どうしても保険給付を払わなくちゃいけないというふうに考えると、上げざるを得ないというところは必ずあるというところでございます。

○平井明美委員 影響額を聞いているんですけども。

○岸介護保険担当参事 8期が月額で5,358円になりまして、7期からの差額の385円のアップということになります。

○平井明美委員 全体でどのぐらいになるんですかと聞いているんです。385円は資料に出ていますよね。

○岸介護保険担当参事 7期と8期の1号保険料の必要額の差でよろしいですか。

○平井明美委員 全体を聞きたい。どのぐらいと、おおよそ。

○岸介護保険担当参事 保険料の必要額が、これ3年間分でございますけれども、差額が16億3,064万5,778円でございます。

○石本亮三委員 私もちょうと保険料のところ伺いたいんですが、逆に私はもうちょっと今回基準額上がるかなと思ったら、結構頑張ったなというふうな感じで捉えている側なんです。伺いたいのは、さっき石原委員から基金の下ろしている額を1億増やしたという話があったんですが、それ以外でこの保険料引上げで結構努力して、なかなか引き上げないために工夫された部分というのはどんな感じであるんですか。あまりないんですか、ほかは、基金以外。

○岸介護保険担当参事 保険料を算出するには、国が配信しておりますシステムがございまして、見える化システムというんですけども、全国で同じようにそれを使って保険料を

算定するわけなんですけれども、それをそのまま、うちの被保険者数の増とか、認定はこのぐらいの率で増えていくでしょうとかというふうにシステムをそのまま使うと、もっとすごい金額になってしまったんですけれども、それをできる限り、当然市のほうだって保険料は上げたくないという思いでございますので、ぎりぎりまで切り詰めて、このぐらいだったらどうか耐えられるんじゃないかなというところまで詰めてやったというところが、それで見込んで算出したというところがこの結果というところでございます。

○石本亮三委員　具体的に何かそこで頑張った大きい項目とかというのじゃなくて、いっぱい小さいものを積み上げに積み上げて、今になったというそんな感じなんですか。大きな項目はあるのかどうか、その辺だけ確認させてください。

○岸介護保険担当参事　どこかすごく突出してというところはないんですけれども、それぞれ少しずつ、ぎりぎりのところまで考えて、切り詰めていったというところでございます。

○平井明美委員　その基金というのは、ほかの市ではこんなに積み立てないというか、ないんですね。みんなぎりぎりまで使うだけけれども、所沢市はやっぱりお金が余るから、こうやって基金にして、保険料のときにそれを使ってもらって、保険料を引き下げているということでもって、ずっと頑張ってきたということで私は思っているんですけれども、いろんなものを切り詰めたんじゃないなくて、集めたけれども使わなかったの、余ったから基金に入れ込んで、余った分は15億円だったら15億円を5億円、5億円を3年間で入れて、保険料を引き下げているという、そういう理解でいいですか。

○岸介護保険担当参事　所沢市だけ基金の額がすごいとかいうことは特になくて、むしろ少ないほうでございまして、例えば川越市ですと37億円とか持っているんですね。越谷も24億円とか持っているというところで、近隣の飯能、狭山、入間も、狭山市は13億円とかでございましてけれども、人口規模で比べると、所沢に直すと、所沢だと30億円ぐらい持っているというようなところになりますので、基金を持っていない市町村というのは、逆に私どもはちょっと把握していないところでございます。

○平井明美委員　いいです。

○田中高齢者支援課長　すみません、先ほど164ページ、01任意事業費、12委託料、平井委員からご質問がありました在宅介護者リフレッシュ事業委託料のところなんです、寝たきり老人等介護者手当というのが今までの名前なんです、新しくなったのが、特定在宅高齢者介護手当、その支給決定のときに利用券も一緒に同封しているというところなんです、すみません、手当の名前が正しく言えていませんでしたので、おわびして訂正させていただきます。

○平井明美委員　分かりました。

○亀山恭子委員長　以上で、質疑を終結いたします。

次に、意見を求めます。

○矢作いづみ委員 議案第17号「令和3年度所沢市介護保険特別会計予算」について、日本共産党所沢市議団を代表して意見を申し上げます。

介護保険第8期計画の予算ですが、引上げ額を極力抑える努力をされたことは認めますが、残念ながら基準額4,967円を5,367円に引上げが提案されております。保険料の引上げには賛成できませんので、反対いたします。

○石原 昂委員 議案第17号「令和3年度所沢市介護保険特別会計予算」について、自由民主党・無所属の会を代表し、賛成の意見を申し上げます。

高齢化と被保険者の増加により、介護保険の財政状況も厳しいものとなっております。介護給付サービスの低下をさせないための最小限度の保険料上昇はやむを得ないものと判断いたします。第8期では、18億円に上る基金の取崩しを行う予定で、全国と比較しても保険料の上昇の抑制が図られていることも分かりました。持続可能な介護保険制度を維持していくためにも賛成をいたします。

○粕谷不二夫委員 議案第17号「令和3年度所沢市介護保険特別会計予算」について、会派自由民主党を代表して意見を申し上げます。

令和3年度の介護保険特別会計は、保健給付費が昨年度と比較して約3億7,400万円増加しております。高齢者人口の増加に伴い、介護保険の総費用は制度創設時からほぼ一貫として増加している状況であり、これからも保険給付費は増加していくことが予想される場所でもあります。

一方、財源を見てみると、国保会計のような法定外繰入れは、財政安定化基金の設置により制限されているのが実情です。今年度の介護保険料は、基準段階、第5段階で見ますと、月額383円、年額では4,600円の増となっていて、所得段階によっては若干値下げになる加入者もいますが、およそ8%弱の値上げとなっています。被保険者にとって、特に所得のない者や年金生活者にとっては厳しいものと推察されるが、介護保険制度にあって、給付増に対応するには財源を増やすか、給付を減らすかの選択肢になると思われ、その点から今回の値上げについてはやむを得ないものと思われま。

また、財源として、準備基金を今後3年間で18億円、今年度6億円を繰り入れることについては評価し、要介護者を減らすさらなる努力を求め、賛成いたします。

○亀山恭子委員長 ほかに意見はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

以上で、意見を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第17号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を

求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

休 憩（午後3時42分）

再 開（午後3時49分）

○亀山恭子委員長 再開いたします。

以上をもって本日の審査は終わりました。

明日、18日は市民文教常任委員会審査終了後、予算常任委員会を開き、議案第12号「令和3年度所沢市一般会計予算」の審査を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散 会（午後3時51分）